

千葉県立保健医療大学学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第71条の規定により、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）の学生が守らなければならない事項に関し定めるものとする。

(誓約書)

第2条 本学の学生になろうとする者は、誓約書（様式第1号）を、入学手続き時に提出しなければならない。

2 本学の学生となった者は、本学の学生であることを自覚し、前項の誓約を守らなければならない。

(保証人)

第3条 本学の学生になろうとする者は、その身元を保証するため保証人を立て、保証書（様式第2号）を入学手続き時に提出しなければならない。

2 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び授業料の納付に関し、保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

3 保証人の債務の極度額は、別表1の額とする。

4 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所を変更したときは、直ちに保証人等変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(学生登録票)

第4条 学生は、学生登録票（様式第4号）に必要事項を記入して、入学後本学が指定する期日までに提出しなければならない。

2 学生は、前項の学生登録票の記載事項に変更のあったときは、直ちに学生登録変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(学生証)

第5条 学生は、入学の際、学生証の交付を受けるものとする。

2 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員から求められたときは、直ちにこれを呈示しなければならない。

3 前項に従わない者には、授業を受けさせない、集会に参加させない、又は教室、研究室、図書館等の本学施設及び設備の使用をさせないことがある。

4 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生証再交付願（様式第6号）を提出し、再交付を受けなければならない。

6 卒業、退学等により学籍を離れたとき、又は有効期限が到来したときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(健康診断及び健康管理)

- 第6条 学生は、毎学年定期又は臨時に行う本学の健康診断を受けなければならない。
- 2 疾病その他やむを得ない事由によって、当該期日に健康診断を受けることが出来なかった学生は、その事由の無くなった後、速やかに健康診断を受け、健康診断書を学長へ提出するものとする。
- 3 学長は学生の健康を管理するため必要があるときは、治療を指示し、又は登学を停止させることができる。

(整理整頓)

第7条 学生は、常に学内の整理整頓に留意し、自ら学内環境を清潔に保つよう努めなければならない。

(証明書等)

第8条 学生は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を受けようとするときは、それぞれその右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

証明書等	提出書類
通学証明書	通学証明書交付願 (様式第7-1号) 通学証明書 (実習用) 交付願 (様式第7-2号)
学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証に必要事項を記入して提出
在学証明書	証明書交付願 (様式第8号)
成績証明書	
卒業証明書	
卒業見込証明書	
健康診断個人票写し	
国家試験受験資格取得見込証明書	
免許状取得見込証明書	
その他の証明書等	

(休学等)

第9条 学生は、学則の規定により休学、復学、転学、留学、退学、転学科及び転専攻しようとするときは、次表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれその右欄に掲げる書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

区分	提出書類
休学	休学願 (様式第9号)
復学	復学願 (様式第10号)
転学	転学願 (様式第11号)
留学	留学願 (様式第12号)
退学	退学願 (様式第13号)

転学科 及び 転専攻	転学科及び転専攻願 (様式第25号)
------------------	-----------------------

- 2 前項の書類の提出のうち、休学、復学及び退学に係るものであって、病気又はけがを理由とする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(学生団体)

第10条 学生が、学内において学生の団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、その責任者は、学生団体設立承認願（様式第14号）に規約並びに役員及び構成員名簿を添えて提出し、学長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の学生団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問を定めなければならない。
- 3 学生団体が、規約の改正、役員の変更及びその他願出事項を変更しようとするときは、学生団体変更承認願（様式第15号）を提出し、学長の承認を受けなければならない。
- 4 学生団体が解散したときは、直ちに学生団体解散届（様式第16号）を提出しなければならない。
- 5 学生団体が学外の団体に加盟又は脱退したときは、学外団体加盟（脱退）届（様式第17号）を提出しなければならない。
- 6 学生団体は毎年4月10日まで（土曜日、日曜日にあたる場合は翌月曜日まで）に前年度の活動状況等を記載した学生団体活動報告書（様式第18号）に役員及び構成員名簿を添えて提出しなければならない。
- 7 前項の規定による書類を提出しない学生団体は、解散したものとみなす。

(活動の制限等)

第11条 学生又は学生団体（以下「学生等」という。）は、学内において特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

- 2 学生等が前項に違反したとき、又は、次の各号に掲げる事項の一に該当するときは、学長は、当該学生等の活動を停止するとともに当該団体の設立の承認を取り消すことができる。
- (1) その行為が本学の定めた規程に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究に支障をきたす恐れがあると認められるとき。
- (2) 団体の活動中に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき。
- (3) 団体の会員が不祥事に関係し、かつ、それが団体の活動に密接な関連のあったとき。

(集会等)

第12条 学生等が学内において集会等を開催しようとするときは、責任者は開催日の7日前までに集会等開催願（様式第19号）を提出し、学長の許可を受けなければな

らない。

- 2 学長は、集会等が本学の目的に著しく反すると認めるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。

(学外活動)

- 第13条 学生等が、本学の名を冠し、又はそれを意味する名義をもって学外において活動し、若しくは学外団体の活動に参加しようとするときは、あらかじめ学外活動届(様式第20号)を提出しなければならない。

(学内掲示)

- 第14条 学生等が学内においてポスター、立看板等(以下「掲示物」という。)を掲示しようとするときは、あらかじめ学内掲示願(様式第21号)に当該掲示物を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可した掲示物には、掲示期間を明示した検印を押印する。
- 3 掲示物は、学長が指定した場所に指定した方法で掲示しなければならない。

(掲示物の撤去)

- 第15条 学生等は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。
- 2 学長は、掲示物が次の各号の一に該当するときは、当該掲示物の撤去を命じ、又はこれを撤去することができる。
 - (1) 許可を受けていないもの
 - (2) 許可を受けた掲示物の内容と相違するもの
 - (3) 学長が指定した場所以外に掲示したもの
 - (4) 学長が指定した方法以外で掲示したもの
 - (5) 掲示期間を経過したもの

(禁止掲示物)

- 第16条 学生等は、次の各号の一に該当する掲示物を学内に掲示してはならない。
 - (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つける内容を掲載したもの
 - (2) 虚偽の内容を掲載したもの
 - (3) その他掲示することが不相当と認められるもの

(印刷物の配布)

- 第17条 学生等が学内においてビラ及び新聞等の印刷物(以下「印刷物」という。)を配布又は発行(以下「配布」という。)しようとするときは、あらかじめ印刷物配布願(様式第22号)に当該印刷物を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 学内で配布した印刷物で放置されたものは、配布を願い出た学生等が回収し、その散乱防止に努めなければならない。
- 3 印刷物の配布に関しては、第16条の規定を準用する。この際、同条中「掲示物」とあるのは「印刷物」と、「掲示」とあるのは「配布」とそれぞれ読み替えるものとする。

る。

(寄付募集、物品販売及び署名運動等)

第18条 学生等が学内において寄付の募集、物品の販売、署名運動その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願(様式第23号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(更衣ロッカー)

第19条 学生は、在学中に限り、学長が指定する更衣ロッカーを使用することができるものとし、その鍵は、入学後に学生に貸与するものとする。

2 学生は、卒業等により学籍を離れたときは、直ちに前項の更衣ロッカーの鍵を返還しなければならない。

3 第1項の更衣ロッカーは、学生が各自の責任のもとに使用するものとし、鍵及び保管物品の管理には十分注意するものとする。

(学内施設等の使用)

第20条 学生等が、学内の施設及び物品(以下「施設等」という。)を使用しようとするときは、原則として使用期日の7日前までに施設等使用願(様式第24号)を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、前条の更衣ロッカー及び別に利用規程を定めた施設等に関してはこの限りでない。

2 学生等が、施設等を使用するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた使用目的以外には使用しないこと

(2) 許可を受けた期間及び時間を厳守すること

(3) 周囲の秩序を乱さないこと

(4) 施設等を毀損し、又は滅失しないこと

(5) その他許可に際して付された条件及び学長の指示に従うこと

3 学長は、学生等がこの規程の他、本学の施設等の管理及び使用に係る規程に違反したときは、当該施設等の使用許可を取り消すことができる。

4 学生等は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

5 学長は、前項の規定による毀損又は滅失が、学生等の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、当該学生等に原状回復させ、又はその修理若しくは補充に要する経費を負担させるものとする。

6 学生等は、第1項に規定する使用を終わったとき、又は第3項の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

7 学生等は、前項の原状回復を完了したときは、直ちにその旨を学長に届け出て、当該施設等の点検を受けなければならない。

(駐車場の使用禁止)

第21条 学生が駐車場を使用することは禁止する。ただし、学長が特に認めた場合は

この限りでない。

(承認又は許可の取消)

第22条 この規則の定めるところにより承認又は許可を受けた者が、その承認又は許可事項に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載があると判明したときは、学長は当該承認又は許可を取り消すことができる。

(科目等履修生等への準用)

第23条 この規程は、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生に準用する。

ただし、科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生にあつては、第6条、第10条、第11条、第18条の規定は準用しない。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、学生が学生生活を送る上で守るべき事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年3月4日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

種別	極度額
学生	2,500,000円
編入学生	1,250,000円
科目等履修生	350,000円
聴講生	350,000円
研修生	500,000円
研究生	400,000円
その他	学長が定める額

受験番号

誓 約 書

私は貴学に入学の上は、その教育方針に従い学則及び諸規程並びに諸指示を守り、貴学学生としての本分を尽くすことを誓います。

年 月 日

(ふりがな)
本人氏名

印

生年月日

年

月

日 生

〒

現住所

学科・専攻名

千葉県立保健医療大学長 様

- (注) 1 「本人氏名」欄は、入学者本人が自署するか、又は記名の上押印すること。
2 氏名及び現住所の記入等に当たっては、提出日現在の住民票に記載されているとおりとし、略字等は使用しないこと。

(様式第2号)

受験番号

保 証 書

(ふりがな)
本人氏名 _____ 印
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
〒
現住所 _____
学科・専攻名 _____

上記の者が貴学に入学の上は、私が保証人を引き受け、在学中、その身に関する一切の責を負うことを保証します。

なお、授業料等の納付についても、履行期限を厳守させ、万一、履行期限までに納付しない場合には、私が納付します。

以上に係る債務の極度額は、 _____ 円とします。

年 月 日

保 証 人

(ふりがな)
氏 名 _____ 印
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
〒
現住所 _____
電話番号 (_____) _____
本人との続柄 _____
職業・勤務先 _____

千葉県立保健医療大学長 様

- (注) 1 「本人氏名」欄は入学者本人が、保証人「氏名」欄は保証人本人が、それぞれ自署の上
押印すること。
2 氏名及び現住所の記入に当たっては、提出日現在の住民票に記載されているとおりとし、
略字等は使用しないこと。

保証人等変更届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____ (年次)

学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印

変更前保証人氏名 _____ 印

下記のとおり（保証人・保証人の住所等）を変更したので、届け出ます。

なお、保証人変更の場合の債務の極度額は、 _____ 円とします。

記

1 変更後の保証人又は保証人の住所等

(ふりがな)
氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

〒

現住所 _____

電話番号 (_____) _____

本人との続柄 _____

職業・勤務先 _____

2 変更の理由

.....
.....

- (注) 1 「学生氏名」欄は学生本人が、「変更前保証人氏名」欄は変更前の保証人本人が、記1の「氏名」欄（保証人変更の場合に限る）は変更後の保証人本人が、それぞれ自署の上押印すること。
- 2 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び授業料の納付に関し、保証人としての責務を果たすことのできる者とする。
- 3 「(保証人・保証人の住所等)」は、該当項目を○で囲むこと。
- 4 氏名及び現住所の記入に当たっては、提出日現在の住民票に記載されているとおりとし、略字等は使用しないこと。
- 5 保証人の住所等の変更の場合、記1については変更箇所のみ記入すること。

学 生 登 録 票

年 月 日

学 科 (専攻)		学籍番号		写 真 (4×3)
		性別		
(ふりがな)		生年月日	S・H 年 月 日	
氏 名				
Name (英語表記)		本籍地 (任意)	都道府県	

現住所等	住所 〒
	携帯電話 () - (自宅: - -)
	住居: 自宅・下宿等・親戚知人宅・その他 家族: 同居・別居

通学方法 (幕張)	経路: 自宅等 - - - 大学 交通: () () () ()
--------------	---

通学方法 (仁戸名)	経路: 自宅等 - - - 大学 交通: () () () ()
---------------	---

保 証 人 (配偶者を含む)	(ふりがな)		続柄	
	氏 名			
	住所 〒			
	電話 () -			
上記以外で緊急時の連絡先がある場合				
	(ふりがな)		続柄	
	氏 名			
	電話 () -			

学 歴	卒業年月	学 校 名	所在地
	年 月	高等学校 科	
	年 月		
	年 月		

職 歴	期 間	勤務先の名称	所在地
	自 年 月 至 年 月		
	自 年 月 至 年 月		

学 生 登 録 変 更 届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____ (年次)

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり学生登録票の記載事項に変更があったので、届け出ます。

記

本人氏名	変更後	(ふりがな)	
		氏 名	
		Name	
	変更前	氏 名	
	変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由			

現住所等	住所 〒
	携帯電話 () - (自宅: - -)
	住居: 自宅・下宿等・親戚知人宅・その他 家族: 同居・別居
本籍地(任意)	都 道 府 県

通学方法 (幕張)	経路: 自宅等 - - - 大学 交通: () () () ()
--------------	---

通学方法 (仁戸名)	経路: 自宅等 - - - 大学 交通: () () () ()
---------------	---

保 証 人 (配偶者を含む)	(ふりがな)		続柄	
	氏 名			
	住所 〒			
	電話 () -			
上記以外で緊急時の連絡先がある場合			在学中の保証人への学業成績送付	
電話 () -				同意 ・ 不同意

- (注) 1 「氏名」欄は学生本人が自署するか、又は記名の上押印すること。
 2 変更箇所のみ記入すること。
 3 氏名及び住所の記入に当たっては、提出日現在の住民票に記載されているとおりとし、略字等は使用しないこと。

学 生 証 再 交 付 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年 次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり学生証の（紛失・汚損・記載事項の変更）をしたので、再交付を
願います。

記

紛失・汚損・変更 した年月日	年 月 日
紛失・汚損・変更 した場所	
紛失・汚損・変更 の理由	
記載事項の 変更内容	

- (注) 1 「氏名」欄は学生本人が自署するか、又は記名の上押印すること。
2 「紛失・汚損・記載事項の変更」は、該当項目を○で囲むこと。
3 汚損又は記載事項変更の場合は、旧学生証を添付すること。
4 氏名又は現住所に関する記載事項変更の場合は、学生登録変更届と合せて提出すること。

(様式第7号)

通学証明書（実習用）交付願

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____ (年次)

学籍番号 _____

氏名 _____

現住所 _____

電話番号(日中連絡先) _____

下表の通り通学証明書を交付されるようお願いいたします。

記

実習名			指導教員	
実習施設名				
実習施設 所在地・連絡先			連絡先 (TEL)	
実習期間	令和 年 月 日 ~		令和 年 月 日	
証明書受取方法 (窓口・郵送の 受取方法を選 択して○をし て下さい)	1回目	窓 口	郵 送	
		幕張キャンパス・仁戸名キャンパス	※切手を貼った返信用封筒を準備	
	継 続	す る	し ない	
	2回目 (継続の 場合)	窓 口	郵 送	
幕張キャンパス・仁戸名キャンパス		持参封筒 合計 通		
通学区間 鉄道・バスを選択して ○を付けて下さい。 (会社毎に証明書 がでるので、全区 間を鉄道・バス会 社別に記入。 例) 京成電鉄 京 成幕張駅 から 大森台駅、など。 乗換がない場合 は自宅最寄駅と 実習最寄駅を記 入する。)	自宅最寄駅 (乗車駅)		乗継降車駅	
		鉄道・バス(会社名)	駅・バス停から	駅・バス停
	経由(乗継)			
		鉄道・バス(会社名)	駅・バス停から	駅・バス停
	経由(乗継)			
		鉄道・バス(会社名)	駅・バス停から	駅・バス停
	経由(乗継)			
	鉄道・バス(会社名)	駅・バス停から	駅・バス停	
	実習最寄駅 (乗継降車駅)		(最終降車駅)	
	鉄道・バス(会社名)	駅・バス停から	駅・バス停	

(注) 1 氏名は学生本人が自署すること。

2 通学区間は自宅から実習先までの通学方法を会社別に記入すること。

休 学 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

学 生 氏 名 _____ 印

保 証 人 氏 名 _____ 印

下記のとおり休学を許可されるようお願いいたします。

記

1 休学予定期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 休学の理由

.....
.....
.....
.....

3 休学中の住所 (連絡先)

- (注) 1 「学生氏名」欄は学生本人が、「保証人氏名」欄は保証人本人が、それぞれ自署の上押印すること。
2 病気又はけがを理由とする場合は、医師の診断書を添付すること。
3 授業科目の履修取消申請は、学生支援課の窓口で行うこと。

復学願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

学 生 氏 名 _____ 印

保 証 人 氏 名 _____ 印

下記のとおり復学を許可されるようお願いいたします。

記

1 復学年月日 _____ 年 月 日

2 復学の理由

.....
.....
.....
.....

(注) 1 「学生氏名」欄は学生本人が、「保証人氏名」欄は保証人本人が、それぞれ自署の上押印すること。

2 休学理由が病気又はけがの場合は、医師の診断書を添付すること。

転学願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

学 生 氏 名 _____ 印

保 証 人 氏 名 _____ 印

下記のとおり転学を許可されるようお願い出ます。

記

1 志願大学・学部・学科・専攻名 (所在地)
_____ ()

2 転学年月日 年 月 日

3 転学の理由

.....
.....
.....
.....

(注) 「学生氏名」欄は学生本人が、「保証人氏名」欄は保証人本人が、それぞれ自署の上押印すること。

留 学 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

学 生 氏 名 _____ 印

保 証 人 氏 名 _____ 印

下記のとおり留学を許可されるようお願いいたします。

記

1 志願大学・学部・学科・専攻名等 (所在地)
_____ ()

2 留学期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 留学の理由

.....
.....
.....
.....

(注) 「学生氏名」欄は学生本人が、「保証人氏名」欄は保証人本人が、それぞれ自署の上押印すること。

退 学 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

学 生 氏 名 _____ 印

保 証 人 氏 名 _____ 印

下記のとおり退学を許可されるようお願いいたします。

記

1 退学年月日 年 月 日

2 退学の理由

.....
.....
.....
.....

(注) 1 「学生氏名」欄は学生本人が、「保証人氏名」欄は保証人本人が、それぞれ自署の上押印すること。

2 病気又はけがを理由とする場合は、医師の診断書を添付すること。

学 生 団 体 設 立 承 認 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

責 任 者

学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

下記のとおり学生団体の設立を承認されるようお願い出ます。

記

団体の名称	
設立年月日	年 月 日
団体の目的	
活動の概要	
活動場所 (連絡先)	(電話 () - ())
規 約	別添のとおり
役員及び構成員	別添のとおり
顧問教員氏名	

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。
2 規約及び役員・構成員名簿を添付すること。

学 生 団 体 変 更 承 認 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり学生団体の変更を承認されるようお願いいたします。

記

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
顧問教員氏名		

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。
2 規約又は役員の変更を願い出る場合は、規約及び役員・構成員名簿を添付すること。

学 生 団 体 解 散 届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり学生団体を解散したので届け出ます。

記

1 解散年月日 年 月 日

2 解散の理由

.....
.....
.....
.....

3 顧問教員氏名 _____

(注) 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。

学 外 団 体 加 盟 (脱 退) 届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり学外団体に (加盟 ・ 脱退) したので届け出ます。

記

学 外 団 体	名 称	
	代 表 者	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 () ー
	団体の目的	
	活動の概要	
	規 約 等	別添のとおり
加 盟 又 は 脱 退 の 理 由		
加 盟 又 は 脱 退 年 月 日	年 月 日	
顧 問 教 員 氏 名		

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。
2 「(加盟・脱退)」は、該当項目を○で囲むこと。
3 加盟を届け出る場合は、当該学外団体の規約等を添付すること。

集 会 等 開 催 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり集会等の開催を許可されるようお願い出ます。

記

集会等の名称	
開催日時	年 月 日 () : ~ :
開催場所	
集会等の目的	
集会等の内容	
顧問教員氏名	

(注) 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。ただし、学生が個人的に願い出る場合は「団体名」及び「顧問教員氏名」の記入を要しない。

学 外 活 動 届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり学外活動を承認されるよう届け出ます。

記

使用する名称	
行事等の名称	
活 動 日 時 又 は 期 間	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :
活 動 場 所 (連絡先)	(電話 () - ())
主催団体等の名称	
活 動 内 容	
参加予定者	人 (別添名簿のとおり)
顧問教員氏名	

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。ただし、学生が個人的に願い出る場合は「団体名」及び「顧問教員氏名」の記入を要しない。
- 2 参加予定者名簿を添付すること。

学 内 掲 示 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり掲示を許可されるようお願い出ます。

記

掲示の目的	
掲示の内容	別添のとおり
掲示枚数	枚
掲示期間	自 年 月 日 () 至 年 月 日 ()
掲示場所	
備考	
顧問教員氏名	

(注) 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。ただし、学生が個人的に願い出る場合は「団体名」及び「顧問教員氏名」の記入を要しない。

印刷物配布願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり配布を許可されるようお願いいたします。

記

印刷物等の名称	
配布の目的	
印刷物等作成者	
印刷物等の内容	別添のとおり
配布部数	枚
活動日時 又は期間 及び回数	年 月 日() : ~ : 年 月 日() : ~ : に 回
配布先又は 配布場所	
特記事項	
顧問教員氏名	

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。ただし、学生が個人的に願い出る場合は「団体名」及び「顧問教員氏名」の記入を要しない。
- 2 定期に配布する印刷物等の願い出をしようとするときは、「特記事項」欄にその旨を記入すること。

寄付募集等願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり寄付募集等の実施を許可されるようお願い出ます。

記

内 容	1 寄付の募集 2 物品の販売 3 署名運動 4 その他 ()
目 的	
対 象 者	
期 間	自 年 月 日 () 至 年 月 日 ()
場 所	
参加予定人数	人 (内訳：学内 人、学外 人)
顧問教員氏名	

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。ただし、学生が個人的に願い出る場合は「団体名」及び「顧問教員氏名」の記入を要しない。
- 2 「内容」欄は、該当項目を○で囲むこと。ただし、「4 その他」に該当する場合は、併せて()内に具体的な内容を記入すること。
- 3 「参加予定人数」欄は、当該寄付募集等を実施するスタッフ等として参加する人数を記入すること。

施設等使用願

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

団 体 名 _____
(責任者)
学 科 ・ 専 攻 名 _____ (年次)
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり施設等の使用を許可されるようお願い出ます。

記

使用する施設 及び物品	
使用目的	
使用日時	年 月 日() : ~ :
使用者の範囲	
使用予定人数	人(内訳:学内 人、学外 人)
顧問教員氏名	

- (注) 1 責任者「氏名」欄は責任者本人が、「顧問教員氏名」欄は顧問教員本人が、それぞれ自署するか、又は記名の上押印すること。ただし、学生が個人的に願い出る場合は「団体名」及び「顧問教員氏名」の記入を要しない。
- 2 「使用者の範囲」欄は、学生、団体の名称のほか、学外の指導者及び参加者の有無を記入すること。なお、学外の指導者及び参加者がある場合は、併せて職氏名を記載した名簿を添付すること。
- 3 原則として使用期日の7日前までに学生支援課の窓口に提出すること。

千葉県立保健医療大学における学生等の個人情報保護方針

千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、大学運営に関し本人及び保証人等（以下「学生等」という。）から取得する個人情報を適正に取扱うため「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) (以下「法」という。）」及び「個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年千葉県条例第 37 号) (以下「条例」という。）」他に基づき、以下のとおり個人情報保護方針を定め、確実に履行するよう努めます。

1 個人情報の範囲

本学では学生等から収集した氏名、生年月日、住所等特定の個人を識別することができる情報全てについて個人情報として適正に保護します。

2 個人情報の取得・利用

本学は、運営管理に必要な範囲においてのみ、別に定める利用目的のため学生等の個人情報を取得しています。この他の目的に個人情報を利用する場合には、利用目的をあらかじめお知らせし、同意を得たうえで収集します。

3 個人情報の利用及び提供

本学における学生等の個人情報は別に定める利用目的の範囲内で利用・提供します。なお、次の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用・提供することはありません。

(1) 法令等に基づいて利用又は提供する場合

(2) ヒトの生命、身体又は財産の保護のために個人情報を提供する必要があるが本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 学生等の同意に基づいて利用又は提供する場合

4 同意の取扱い

(1) 学生等は、利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう大学に求めることができます。

(2) 学生等が、(1)の意思表示を行なわない場合は、公表された利用目的について学生の同意が得られたものとします。

(3) 同意は、その後学生等からの申出によりいつでも変更することが可能です。

5 個人情報の安全管理

本学は、学生等の個人情報について正確な状態に保つように努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん並びに個人情報への不正なアクセスを防止し、その他適切な管理のために必要な措置を講じます。

なお、大学運営事務のうち学生等の個人情報を扱う事務を委託する場合は、契約書に秘密保持等の義務等の事項を明記するとともに、学生等の個人情報が適正に扱われるよう委託先を指導・監督します。

6 個人情報の開示・訂正及び利用停止等の請求について

本学は、学生等の個人情報について、学生等から法に基づいて、開示、訂正及び利用停止等の請求があった場合は、法で定める所定の期限内に適切に対応します。

7 法令などの遵守

本学は、法、条例及び関係規程等を遵守するとともに「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドンス」等に基づき、適正に学生等の個人情報を扱います。又、個人情報保護体制を適切に維持するため、学内規定や学生等の個人情報を取り扱う事務の内容等を定期的に見直し、改善に努めます。

8 問い合わせの窓口

本学学生等の個人情報保護方針に関する問い合わせ、苦情、相談及び開示、訂正及び利用停止の請求は事務局学生支援課が所掌します。

令和5年4月1日施行

学生等の個人情報の利用目的と取得する個人情報

「千葉県立保健医療大学における学生等の個人情報保護方針」に基づく学生等の個人情報利用目的と取得する個人情報は以下のとおりです。

利用目的	取得する個人情報
① 入学者選抜試験関連業務	学生本人の氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、出身学校、調査書、試験の得点、保護者氏名・住所・連絡先
② 学籍管理・履修管理・成績管理、 (証明書発行業務含む)等学生の学 修及び学生生活支援	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、生年月日、出身校名、写真、保証人氏名・住所・電話番号・緊急連絡先、異動情報、履修登録科目、成績情報
③ 課外活動支援	サークル名簿
④ 学生の進路就職支援	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、生年月日、卒業後進路
⑤ 学生の健康管理業務	学生本人の氏名、性別、生年月日、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、身長、体重、BMI、視力、問診情報、内科健診結果、血液検査値、血圧、脈拍、胸部X線、抗体価、予防接種記録、尿検査結果
⑥ 授業料等債権管理業務	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、振替用預金口座情報、授業料納入状況、保証人氏名・電話番号・緊急連絡先
⑦ 授業料等減免・奨学金・修学資 金・保険加入等業務	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、所得状況、家庭状況、家族等の氏名・連絡先・勤務先・所得状況、成績、減免・奨学金・修学資金・保険加入情報
⑧ 図書館業務	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、性別、住所、電話番号、学内メールアドレス、閲覧・貸出履歴
⑨ 学生及び保証人への本学の各種案 内送付	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、保証人の氏名・住所・電話番号
⑩ 大学評価(自己点検評価・第三者 評価・認証評価等)	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、入試情報、履修登録科目、成績情報
⑪ 教育の改善、志願状況の調査分析及 び入学者選抜試験の改善(各種統計調査 含む)	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、入試情報、成績情報
⑫ 保証人への成績表送付等保証人と の履修、成績及び進路相談	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、学内メールアドレス、履修登録科目、成績情報、保証人氏名・住所・電話番号・緊急連絡先
⑬ 卒業後の各種案内送付(各種統計 調査照会含む)	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、連絡先
⑭ 卒業生や学生の父母で組織する団 体への必要情報提供	学生本人の氏名、所属学科専攻、学籍番号、住所、電話番号、連絡先、保証人の氏名・住所

個人情報の取扱いに関する同意書

千葉県立保健医療大学長 様

私は、別紙「千葉県立保健医療大学における学生等の個人情報保護方針」及び「学生等の個人情報の利用目的と取得する個人情報」に記載の内容を理解し、下記の同意しない事項を除き、私の個人情報を使用することに同意いたします。

令和 年 月 日

学科・専攻： _____

学籍番号： _____

学生氏名(直筆)： _____

保証人氏名(直筆)： _____

記

同意しない事項 (いずれかに○をお願いします)

() 無

() 有

(○)有の場合「学生等の個人情報の利用目的と取得する個人情報」から同意しない「利用目的」をご記入ください

・ _____

・ _____

・ _____

・ _____

・ _____

(記 入 例)

個人情報の取扱いに関する同意書

千葉県立保健医療大学長 様

私は、別紙「千葉県立保健医療大学における学生等の個人情報保護方針」及び「学生等の個人情報の利用目的と取得する個人情報」に記載の内容を理解し、下記の同意しない事項を除き、私の個人情報を使用することに同意いたします。

令和 5年 4月 5日

学科・専攻：看護学科

学籍番号：2316001

学生氏名(直筆)：美浜 若葉

保証人氏名(直筆)：美浜 若未

記

同意しない事項 (いずれかに○をお願いします)

() 無

(○) 有

(○)有の場合「学生等の個人情報の利用目的と取得する個人情報」から同意しない「利用目的」をご記入ください

・ 保証人への成績送付

・

・

・

・

千葉県立保健医療大学独立行政法人日本学生支援機構奨学生推薦選考事務要領

第1 趣 旨

この要領は、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号）第7条の規定により、千葉県立保健医療大学独立行政法人日本学生支援機構奨学生として推薦するため必要な事項を定めるものとする。

第2 選考委員の構成

選考委員は、学生委員会を構成する各学科（リハビリテーション学科は各専攻）の教員の中から1名を選出し構成する。

第3 推薦基準

- 1 推薦に関する基準については、独立行政法人日本学生支援機構の定めるところによる。
- 2 本学における学業成績の評定平均値は、千葉県立保健医療大学履修規程第6条第2項に規定する成績評価を用いて、次の計算式により算出するものとする。

$$\text{※ 計算式 } (S \times 4 + A \times 3 + B \times 2) \div (S + A + B)$$

第4 選考委員の所管事項

選考委員の所管事項は、次のとおりとする。

1 面 接

- (1) 出願者について面接を行い、適格性を判断する。
- (2) 所得金額は証明書によって算定するが、必ずしも家計の実情や世帯の学資負担力を正しく反映しているとは限らないので、面接により学資負担力を補正する。

2 推薦順位の決定

推薦順位の決定に際しては、人物・健康・学力及び家計の各項目の総合判定によって適格者を選考する。

なお、学力と家計の関係は後者に重点を置くものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）学則第66条の規定により、本学における入学料の減額及び免除（以下「減免」という。）並びに徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学費負担者」とは、入学料を負担すべき入学予定者本人及び主たる生計の維持者（以下「生計維持者」という。）又は保証人をいう。
- (2) 「学業成績等」とは、入学予定者の学業成績、学習態度、行動その他の生活態度をいう。

(入学料の減免対象者)

第3条 学長は、学費負担者が次の各号の一に該当する場合、入学料を減免することができる。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律により、給付奨学金の第Ⅰ区分から第Ⅲ区分に該当する者。
- (2) 入学手続期間の最終日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、入学料の納入が経済的に困難であり、かつ、入学者本人の学業成績等が優秀と認められる者。

(入学料の減免の額)

第4条 入学料の減免の額は、第3条(1)の者にあつては、千葉県内の者の入学料（以下「県内入学料」とする）を基準とし、第Ⅰ区分では県内入学料の全額を減額し、第Ⅱ区分では県内入学料に2/3を乗じた額を減額し、第Ⅲ区分では県内入学料に1/3を乗じた額を減額し、同条(2)の者にあつては減額にあつては半額を、免除にあつては全額を免除とする。

(入学料の減免申請)

第5条 入学料の減免を受けようとする者は、所定の期日までに、第3条(1)に該当する者は、入学料減免申請書（一般）（別記第1号様式）を、同条(2)に該当する者は、入学料減免申請書（災害）（別記第2号様式）に、別表1の各書類を添付し学長に提出しなければならない。

(減免申請に係る徴収の猶予)

第6条 入学料の減免を申請した者に対する入学料の徴収は、当該申請に係る減免が決定するまでの間、猶予するものとする。

(減免の決定)

第7条 入学料の減免の決定は、学長が行う。

2 学長は、前項の決定をしたときは、入学料減免決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に対し通知するものとする。

(減免の決定取消し)

第8条 入学料の減免を受けた者が、申請に当たり提出した書類に虚偽の事項を記載していたことがわかったときには、学長は、減免の決定を取り消すとともに、入学料の全額を納入させるものとする。

2 学長は、減免を取り消したときは、入学料減免取消通知書（別記第4号様式）により減免を受けた者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、入学料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

項 目	提 出 書 類	備 考
第 3 条 第 1 号 の 場 合	1 給付奨学金に関する調書 (別記様式第 5 号) 2 その他学長が必要と認める書類	
第 3 条 第 2 号 の 場 合	1 家庭調書 (別記様式第 6 号) 2 罹災証明書 3 住民票 4 所得額・納税額を証明する書類 5 その他学長が必要と認める書類	・市町村長等発行 ・給与支払者又は市町村長発行のもの

入学料減免申請書（一般）

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者
(本人)

住 所

氏 名

⑩

連 絡 先

使用料及び手数料条例第5条第3項及び大学等における修学の支援に関する法律第8条の規定により、次のとおり入学料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

入学料の額

282,000円

423,000円

(注1) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(注2) 「入学料の額」欄は、該当する□に✓すること。

入学料減免申請書（災害）

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者 受験番号
(本人)

住 所

氏 名 ⑩

連絡先

下記の理由により入学料の減免を受けたいので、千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 減免を必要とする理由

入学手続期間の最終日前1年以内の重大な災害等により生活に困窮

2 入学料の額

282,000円

423,000円

3 残額の完納方法

全額が免除されなかった場合には、別途指示の日時までに全額又は減額後の金額を一括して納入します。

なお、上記日時までに納入しない場合には、入学を辞退したものと取り扱われることに同意します。

(注1) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(注2) 「入学料の額」欄は、該当する□に✓すること。

入学料減免額決定通知書

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった入学料の減免については、千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 徴収を免除する額
円
- 2 納入すべき額
円
- 3 納入期限
年 月 日 ()
- 4 納入方法
上記納入期限までに納入すべき額を一括して納入すること。
- 5 その他
上記納入期限までに納入すべき額を納入しない場合には、千葉県立保健医療大学への入学を辞退したものと取り扱う。

入学料減免取消通知書

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記1のとおり減免を取消ししたので通知します。
なお、入学料は、下記2のとおり納入してください。

記

1 減免の取消し

- (1) 取消理由
- (2) 取消内容
- (3) 取消金額 円

2 納付する入学料

- (1) 金額 円
- (2) 納期限 年 月 日

別記様式第5号

給付奨学金に関する調書

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(歳)	
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学年				
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月	
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない		
機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					

注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。
 なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ニ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

家庭調書

家族及び所得 別 主たる家計支持者 ○印	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円	
		父	*父死亡・生別又は無職の場合 その年月()理由()							
		母								
	就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	奨学金等の貸与の有無(現在)	通学区分(小中学生は除く)		
		本人					*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
	収入状況	給与所得		*商・工・林・水産業所得			農業所得 〔1反=約10アール(a)〕		その他の職業・及び雑所得	
(単位:千円) (収入金額をそれぞれ 記入のこと) 給料・賃金(賞与を含む) 役員報酬(賞与を含む) 専従者給与 年金・恩給 扶助料 その他		(同族会社の場合) 役員名 (うち2親等内の血族) 営業種目() *卸・小売 (設備) 機械 車輛 その他 従事者 家族 人 使用人 人			(単位:千円) 〔農作物〕 作付面積 a 収入金額 米・麦・雑穀 野菜 果実・園芸 その他 〔養蚕・養鶏・畜産・酪農・ その他〕 内容 金額 その他の副業 内容 金額		(単位:千円) 〔その他の農業収入〕 (職種) 収入金額 〔その他の雑収入〕 利子・配当 家賃・地代 内職収入 他からの補助 生活保護法による扶助 失業保険 その他 ()			
収入金額(税込) 千円		売上高 必要経費 売上品原価 営業経費			収入金額 従事者 家族 人 使用人 人 必要経費 千円		収入金額計 必要経費			
所得金額(税込) 千円		所得金額又は利益金額 (税込) 千円			所得金額(税込) 千円 (うち自家消費分) 千円		所得金額(税込) 千円			
上以臨時所得 記外所得	*退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡・山林所得 その他 金額 千円			資産	預貯金 千円 宅地 m ² 農地 a 有価証券 千円	山林 a 家屋 m ²				

災害等の発生状況	建物 住家・店舗等	1) 被害のあった物件の規模
		2) 被害の程度及び被害金額等
損害保険の加入状況	土地・工作物・設備等	1) 被害のあった物件の規模
		2) 被害の程度及び被害金額等
今後の処置		

千葉県立保健医療大学入学料減免審査基準

千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第3条（2）により申請した者に対する第7条第1項による入学料の減額及び免除（以下「減免」という。）の決定を行うために必要な審査基準を定める。

1 学業成績の基準

入学料の減免に係る学業成績の基準は、次のとおりである。

高等学校の学業成績の評定（5段階法による。）の合計値を全履修科目数で除した平均値（小数点以下第2位で四捨五入。）が3.5以上である者（当該証明ができない者は、入学試験の成績が選抜区分及び学科・専攻別の合格者のうち上位3分の1以内の者。ただし、その合格者が2人以下の場合は第1位の者とする。）又は国の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者であること。

2 経済的理由の基準及び減免額

申請理由が災害による場合は、別表「災害減免基準」による。

3 減免の決定

減免者の決定については、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準の改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表「災害減免基準」

区分	状況	調整	減免額	期間
建物 （住家・店舗等生活の本拠に限る）・家財	火災・風水害等により建物等の大部分が滅失した場合 （全焼・全壊・流失）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するのに要する経費の2分の1以下の場合	全額	12月以内
		上記以外の場合	半額	6月以内
	火災・風水害等により建物等に被害を受け、全焼・全壊に至らないが、復旧に相当高度な補修（補強）を必要とする場合 （半焼・半壊）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するに要する経費の2分の1以下の場合	半額	6月以内
土地・工作物・設備等	風水害等により土地建物以外の工作物・農作物その他生産手段の物件に被害を受けた場合	年間収入額に対して減収となる額（保険金等の補償額を控除したもの）の割合が70%以上の場合	全額	12月以内
		上記の割合が50%以上70%未満の場合	半額	6月以内

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）学則第67条の規定により、本学の学生に係る授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「学費負担者」とは、授業料を負担すべき学生本人及び主たる生計の維持者（以下「生計維持者」という。）又は保証人をいう。
- 二 「学業成績等」とは、学生の学業成績、学習態度、行動その他の生活態度をいう。

(授業料の減免対象者)

第3条 学長は、学費負担者が次の各号の一に該当する場合、授業料を減免することができる。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律により、給付奨学金の第Ⅰ区分から第Ⅲ区分に該当する者。
- 二 申請期限日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、授業料の納入が経済的に困難であり、かつ、学生本人の学業成績等が優秀と認められる者。

(授業料の減免の額及び期間)

第4条 授業料の減免の額は、以下のとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる者

第Ⅰ区分にあつては授業料の全額を免除、第Ⅱ区分では授業料に2/3を乗じた額を減額、第Ⅲ区分では授業料に1/3を乗じた額を減額とする。

(2) 第3条第2号に掲げる者

減額にあつては半額を、免除にあつては全額を免除とする。

2 授業料の減免は、千葉県立保健医療大学学則に規定する前期及び後期ごとに行う。

(授業料の減免申請)

第5条 授業料の減免を受けようとする者は、第3条一に該当する者は、授業料減免（継続）申請書（一般）（別記第1号様式）を、同条二に該当する者は、授業料減免申請書（災害）（別記第2号様式）に別表1の各書類を添付し学長に提出しなければならない。

2 過去において第10条第1項第1号又は第2号の規定により減免の取消しを受けた者は、再度、減免申請することはできない。

(授業料の減免の申請期限)

第6条 授業料の減免申請は、学長の定める日までに行わなければならない。

ただし、第3条第2号の規定による申請については、災害等発生後6か月以内に行うものとする。

(減免申請に係る徴収の猶予)

第7条 授業料の減免を申請した者に対する授業料の徴収は、当該申請に係る減免の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。

(減免の決定)

第8条 授業料の減免の決定は、学長が行う。

2 学長は、前項の決定をしたときは、当該決定の内容に応じ、申請者に対しそれぞれ次の各号に掲げる様式により通知するものとする。

- 一 授業料減免額決定通知書（別記第3号様式）
- 二 授業料減免不許可通知書（別記第4号様式）

(授業料の減免の辞退)

第9条 授業料の減免を受けている者は、減免の期間内において、減免を受ける必要がなくなったときは、直ちに授業料減額（免除）辞退届（別記第5号様式）を学長に提出し、残余期間の授業料を納入しなければならない。

(減免の決定取消し)

第10条 学長は、授業料の減免を受けている者が次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の審査を経て減免の決定を取り消すとともに、各号に定める授業料を納入させるものとする。

- 一 申請に当たり提出した書類に虚偽の事項を記載していたとき。
決定された減免の額の全額。
- 二 懲戒処分を受けたとき。
当該懲戒処分を受ける原因が発生した日の属する月の翌月分から。
- 三 減免を必要とする事由が消滅したことが明らかになったとき。
当該事由が消滅した日の属する月の翌月分から。
- 四 授業料の減額の決定を受けた者が、正当な理由なく、納入すべき授業料を納付期限までに納付しなかったとき。
決定された授業料の減額の額の全額。

2 学長は、減免を取り消したときは、授業料減免取消通知書（別記第6号様式）により減免を受けていた者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の本規程により、令和元年度後期分の授業料について、現に減免措置の適用を受けていた者に対する改正後の本規程の適用については、学長が別に定めるところによる。

別表 1

項 目	提 出 書 類	備 考
第 3 条 第 1 号の 場合	1 給付奨学金に関する調書 (別記様式第 7 号) 2 その他学長が必要と認める書類	
第 3 条 第 2 号の 場合	1 家庭調書 (別記様式第 8 号) 2 罹災証明書 3 住民票 4 所得額・納税額を証明する書類 5 その他学長が必要と認める書類	・市町村長等発行 ・給与支払者又は市町村長発行のもの

授業料減免（継続）申請書（一般）

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者	第 学年	学科	(専攻)
	(住 所)		
	(氏 名)		印
保証人	(住 所)		
	(氏 名)		印

使用料及び手数料条例第 5 条第 3 項及び大学等における修学の支援に関する法律第 8 条の規定により、次のとおり授業料を免除されますよう申請いたします。

1 授業料の額 (年度 前期分・後期分)

2 免除申請額

注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

授業料減免申請書（災害）

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者	第	学年	学科	(専攻)
	(住	所)		
	(氏	名)		印
保証人	(住	所)		
	(氏	名)		印

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり授業料を免除されますよう申請いたします。

1 授業料の額（ 年度 前期分・後期分）

2 免除申請額

3 理由

- (1) 申請期限日前1年以内の重大な災害等により生活に困窮
- (2) 千葉県立保健医療大学特別聴講学生規程第7条の2第1項該当

4 奨学金等の受給

- (1) 奨学金等の名称
- (2) 受給状況 受給中・申請予定（ 年 月）・その他（ ）

注1 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

注2 「理由」欄は、該当する項目番号を○で囲むこと。

注3 「受給状況」欄は、該当する事項を○で囲むこと。なお、申請予定に該当する場合は（ ）内に申請予定年月を、その他に該当する場合は同じ（ ）内に具体的な状況を、それぞれ併せて記載すること。

授業料減免額決定通知書

第 年 月 日

第 学年 学科 (専攻)
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料(期)の減免については、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、減免の必要がなくなったときは、直ちに同規程第9条の規定により授業料減免辞退届を提出し、残余期間の授業料を別に指示する期日までに納入してください。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (全額免除)
- 第Ⅱ区分 (2/3 額免除)
- 第Ⅲ区分 (1/3 額免除)
- 全額免除 (第3条二)
- 半額免除 (第3条二)

2 減免の額 円に減額する。

3 減免期間 年 月から 年 月まで

4 納入期限 年 月 日

授業料減免不許可通知書

第 年 月 日 号
第 学年 学科 (専攻)
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料(期)の減免については、不許可となりましたので千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により通知します。

なお、授業料は、下記のとおり納付してください。

記

1 金額 円

2 納期限 年 月 日

授業料減額（免除）辞退届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者 (本人)	第 学年 氏 名 住 所	学科	(専攻) 印
保証人	氏 名 住 所		印

このたび、下記のとおり授業料の減免事由が消滅したので、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 減免の額 円
- 2 減免決定期間 年 月から 年 月まで
- 3 減免辞退理由

授業料減免取消通知書

第 年 月 日
第 号

第 学年 学科 (専攻)

様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第10条の規定により、下記1のとおり減免を取消ししたので通知します。

なお、授業料は、下記2のとおり納入してください。

記

1 減免の取消し

(1) 取消理由

(2) 取消内容

(3) 取消金額 円

2 納付する授業料

(1) 金額 円

(2) 納期限 年 月 日

別記様式第7号

給付奨学金に関する調書

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学年				
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)		年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					

注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。

なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ニ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

家庭調書

家族及び所得 別 主たる家計支持者 ○印	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円	
		父	*父死亡・生別又は無職の場合 その年月()理由()							
		母								
	就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	奨学金等の貸与の有無(現在)	通学区分(小中学生は除く)		
		本人					*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
	収入状況	給与所得		*商・工・林・水産業所得		農業所得 〔1反=約10アール(a)〕		その他の職業・及び雑所得		
(単位:千円) (収入金額をそれぞれ 記入のこと) 給料・賃金(賞与を含む) 役員報酬(賞与を含む) 専従者給与 年金・恩給 扶助料 その他		(同族会社の場合) 役員名 (うち2親等内の血族) 名 営業種目() *卸・小売 (設備) 機械 車輛 その他 従事者 家族 人 使用人 人		(単位:千円) 〔農作物〕 作付面積 a 収入金額 米・麦・雑穀 野菜 果実・園芸 その他 〔養蚕・養鶏・畜産・酪農・ その他〕 内容 金額 その他の副業 内容 金額		(単位:千円) 〔その他の農業収入〕 (職種) 収入金額 〔その他の雑収入〕 利子・配当 家賃・地代 内職収入 他からの補助 生活保護法による扶助 失業保険 その他 ()				
収入金額(税込) 千円		売上高 必要経費 売上原価 営業経費		収入金額 従事者 家族 人 使用人 人 必要経費 千円		収入金額計 必要経費				
所得金額(税込) 千円		所得金額又は利益金額 (税込) 千円		所得金額(税込) 千円 (うち自家消費分) 千円		所得金額(税込) 千円				
上以臨時所得の得	*退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡・山林所得 その他 金額 千円			資産	預貯金 千円 宅地 m ² 農地 a 有価証券 千円	山林 a 家屋 m ²				

災害等の発生状況	建物 住家・店舗等	1) 被害のあった物件の規模
		2) 被害の程度及び被害金額等
損害保険の加入状況	土地・工作物・設備等	1) 被害のあった物件の規模
		2) 被害の程度及び被害金額等
今後の処置		

千葉県立保健医療大学授業料減免審査基準

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第3条第2号の事由により申請した者に対する、第8条第1項による授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）の決定を行うために必要な審査基準を定める。

1 学業成績の基準

授業料の減免に係る学業成績の基準は、次のとおりである。

原則として、学則で定める所定の修業年限内に卒業できると見込まれる者で、それぞれ次の各号に該当する者。

① 1年次及び3年次編入生

ア 前期

高等学校の学業成績の評定（5段階法による。）の合計値を全履修科目数で除した平均値（小数点以下第2位で四捨五入。）が3.5以上である者（当該証明ができない者は、入学試験の成績が選抜区分及び学科・専攻別の合格者のうち上位3分の1以内の者。ただし、その合格者が2人以下の場合は第1位の者とする。）又は国の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者であること。

イ 後期

本学における成績をS=5点、A=3点、B=2点、C=1点、D=-5点として加算し、当該合計点を科目数で除して得た点数が3.2以上であること、及び必修科目の成績にDがないこと。

② ①以外の者

前後期とも、前号①イに準ずる。

2 被災状況に応じた減免の基準

別表「災害減免基準」による。

3 減免の決定

(1) 減免者の決定については、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

（施行期日等）

この基準は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表「災害減免基準」

区分	状況	調整	減免額	期間
建物 （住家・店舗等生活の本拠に限る）・家財	火災・風水害等により建物等の大部分が滅失した場合 （全焼・全壊・流失）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するのに要する経費の2分の1以下の場合	全額	12月以内
		上記以外の場合	半額	6月以内
	火災・風水害等により建物等に被害を受け、全焼・全壊に至らないが、復旧に相当高度な補修（補強）を必要とする場合 （半焼・半壊）	保険金等の補償額が当該建物等を復旧するに要する経費の2分の1以下の場合	半額	6月以内
土地・工作物・設備等	風水害等により土地建物以外の工作物・農作物その他生産手段の物件に被害を受けた場合	年間収入額に対して減収となる額（保険金等の補償額を控除したもの）の割合が70%以上の場合	全額	12月以内
		上記の割合が50%以上70%未満の場合	半額	6月以内

千葉県立保健医療大学における授業の公欠に関する取扱いについて

平成24年2月6日
第14回教授会申合せ

- 1 千葉県立保健医療大学履修規程第5条の規定による授業の欠席について、次に該当する事由によりやむを得ず授業を欠席する場合、別に定める公欠届(様式第1号)を提出することにより、公欠扱いとすることができる。
 - 一 忌引きの場合(欠席の日数については別表のとおり)
 - 二 学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号以下「施行規則」という。)第18条に規定する感染症にかかった場合、かかった疑いがある場合、又はかかるおそれがある場合
 - 三 その他学長が必要と認めた場合
- 2 公欠届は、学生支援課に提出するものとし、学生支援課は、速やかに当該授業の担当教員に公欠届の内容を連絡するものとする。なお、施行規則第18条で指定された感染症にかかった学生、かかった疑いがある学生、又はかかるおそれのある学生は、速やかに学生支援課に連絡するとともに、公欠届に医師の診断書もしくは、これに準ずる書類を添えて学生支援課に提出しなければならない。
- 3 公欠届の連絡を受けた担当教員は、当該授業について欠席の取扱いをしないものとするとともに、レポート作成その他の方策により可能な限り学習の補充支援を行い、当該学生が履修課程上不利とならないよう配慮するものとする。
- 4 公欠期間中の試験に関する追試験等の取扱いについては、当該授業科目を開講する学科(専攻)長の定めるところによる。
- 5 この申し合せは、平成24年2月6日から実施する。

(様式第1号)

公 欠 届

平成 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

私は、下記の理由により授業を欠席(します・しました)ので届け出ます。

記

1. 授業科目名

別紙のとおり

2. 年月日・時限

別紙のとおり

3. 理 由

上記の者は、申請通り公欠を認めます。

千葉県立保健医療大学

学長 田 邊 政 裕 印

(別表)

忌引き 下記の期間内において必要な日数(期間には、休日が含まれる)

死亡した者の学生との関係	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日

学校感染症による出席停止の取扱いに関する要項

〔 令和5年6月26日
大学運営会議 制定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、本学の学生が学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第18条に規定する学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」という。）にかかった場合等の授業の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(出席停止)

第2条 学長は、学校感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れがある学生があるときは、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(出席停止の指示)

第3条 学長は、前条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、学生にこれを指示しなければならない。

(出席停止の期間)

第4条 出席停止の期間は、感染源の種類などに応じて、施行規則第19条の規定を基準として、学長が決定する。前条の学生への指示は当該基準に合致する場合に省略できる。

(手続き)

第5条 学生は、学校感染症にかかった場合、直ちに医療機関が発行した診断書もしくはこれに準ずる書類を学生支援課に提出しなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症にかかり、医療機関を受診出来ず、厚生労働省で承認された抗原定性検査キットによる検査の結果、陽性となった場合には、「抗原定性検査キットによる陽性報告書（様式第1号）」を診断書等に代えて提出することができる。

2 前項の規定により「抗原定性検査キットによる陽性報告書（様式第1号）」を提出した学生は、症状が悪化した場合には必ず医療機関を受診しなければならない。

3 学生支援課は、学生から第1項に規定する書類の提出があった場合、学長、副学長、学部長及び学生が所属する学科・専攻の長に報告するものとする。「抗原定性検査キットによる陽性報告書（様式第1号）」の提出があった場合は、本学の医師免許を保有する教員によって、抗原定性検査キットの検査結果を確認するものとする。

4 学校感染症が治癒した学生は、必ず医師から治癒証明書もしくは、これに準ずる書類をもらい、学生支援課に提出してから、登学、実習に出席することとする。ただし、次の各号に記載する感染症にかかった場合は、医療機関を受診し、病名と診断日が記載された書

類及び本人記入の経過報告書を治癒証明書に代えることとする。

- (1) インフルエンザ（鳥インフルエンザは除く）
 - (2) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）
- 5 前項の規定にある経過報告書は次のとおりとする。
- (1) インフルエンザにかかった場合、「インフルエンザ経過報告書（様式第2号）」を提出する。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症にかかった場合、「新型コロナウイルス症状経過報告書（様式第3号）」を提出する。
- 6 学校感染症にかかった学生は、授業を欠席した場合は「公欠届」を、試験を欠席した場合は「追試験願」を学生支援課に提出することができる。

（学校の休業等の措置）

第6条 学長は、学校感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業等を検討できる。

2 休業等の検討は、次に掲げる基準のいずれにも適合した場合に行う。

- ① 学校感染症の診断を受けた者がクラスで複数名いる。
- ② 発熱などの感染症状で欠席者がクラスの20%以上いる。

3 前項を満たす場合、各学科長・専攻長は速やかに学部長に報告、学部長は学長に報告、学長は関係者を招集して、次の基準により各学科・専攻の学年単位での休業等の必要性を検討する。ただし、緊急性の高い場合は学長が独自に判断する場合がある。また、休業の必要がある場合は、千葉県健康福祉部医療整備課に相談する。

- ① 複数の学年単位で休業等が出る場合、各学科・専攻単位での休業等を考慮する。
- ② 複数の学科・専攻単位での休業等が出る場合、大学全体の休業等を考慮する。
- ③ 休業期間は原則5日間とする。
- ④ 対面授業は可能な限り遠隔授業に振り替えるなど休業以外の措置も考慮する。
- ⑤ 休業期間に受講できなかった授業は、公欠として扱う。

（学校の休業等の指示）

第7条 学長は、前条の規定により休業等を行うときは、その理由及び期間を明らかにして、学生にこれを指示しなければならない。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年7月1日から実施する。
- 2 学校感染症による出席停止の取扱いについて（令和2年2月3日第13回教授会申合

せ)は廃止する。

抗原定性検査キットによる陽性報告書

年 月 日

学科・専攻名 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

以下のとおり抗原定性検査キットにより陽性となりましたので報告します。

写真添付

確認教員名 _____

様式第2号

インフルエンザ経過報告書
(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く)

申請日 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学科・専攻名 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

下記のとおり、発症した日の翌日から5日以上を経過し、かつ、解熱した日の翌日から2日以上経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いします。

発症日（発熱した日）： ※発熱しなかった場合、全身倦怠感や咳、鼻水などの発症日： 受診日： 年 月 日 医療機関名： 診断型： A型 B型 疑い・不明（○で囲んで下さい。） 処方薬および服用期間：

体温の記録（できれば朝・夕の一日2回測定）

		朝の体温（℃）	夜の体温（℃）	備考（症状等）
発症日	月 日			
1日目	月 日			
2日目	月 日			
3日目	月 日			
4日目	月 日			
5日目	月 日			
6日目	月 日			
7日目	月 日			
8日目	月 日			
9日目	月 日			
10日目	月 日			

・登学可能とする基準 発症（発熱）後6日目以降かつ解熱後3日目以降

・解熱の基準 37.0℃以下。1日のうちで発熱・解熱した場合は、発熱期間とする。

※添付書類（下記のうちいずれか1点を添付し、✓をつける）

インフルエンザ罹患を示す診断書（医療機関発行のもの）

インフルエンザ陽性を示す検査結果報告書（氏名・診断日・感染症名が入った医療機関発行のもの）

調剤明細書またはお薬手帳の処方内容（インフルエンザ感染症治療薬が記載された薬局発行のもの）

気象災害等により交通機関が運行されない場合の授業等の取扱いについて

〔 令和2年2月3日
第13回教授会申合せ 〕

各キャンパスは、最寄り駅※₁を運行する全路線の電車が自然災害等により運行できない場合、及び千葉市を対象に「特別警報（波浪を除く）」、「暴風警報」、「大雨警報」又は「暴風雪警報」（以下「各警報」という。）が発表されている場合※₂の授業等の取扱いについて、原則下記のとおりとする。

- (1) 午前6時30分の段階で電車が運行していない場合、又は各警報が発表中の場合、第1時限及び第2時限の授業を休講とする。第1時限、第2時限の定期試験は日時を改めて行う。
- (2) 午前10時の段階で電車が運行していない場合、又は各警報が発表中の場合、その日のすべての授業を休講とする。その日のすべての定期試験は、日時を改めて行う。
- (3) 休講となった授業は必要に応じて補講を行う。
- (4) 学外での実習等の時は、当該実習の担当教員の指示によるものとする。
- (5) 交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオのニュースにより、各人が確認するものとする。
- (6) 各警報の発表状況の確認は、気象庁ホームページ（「ホーム」>「防災情報」>「気象警報・注意報」）により、各人が確認するものとする。
- (7) 上記以外の交通機関が運行されなかったために授業に出席できなかった場合、原則その日から1週間以内に、交通機関発行の証明書を添えて、「欠席届」を授業担当教員に提出するものとする。
- (8) 気象災害等の状況により、学長が必要と認めた場合は、上記によらず休講の措置をとることができる。休講の措置が決定した場合、学生用メールを用いて周知をする。
- (9) この申し合わせは、令和2年2月3日から実施する。

※₁ 最寄り駅は、幕張キャンパスはJR幕張駅、海浜幕張駅及び京成幕張駅とし、JR総武線各停、京葉線の全路線、及び京成千葉線の電車が運行していない場合を休講の対象とする。

仁戸名キャンパスの最寄り駅はJR千葉駅、蘇我駅、鎌取駅及び京成大森台駅とし、JR（総武線各停、内房線、外房線、総武本線、総武線快速、成田線、京葉線）の全路線かつ京成千原線の電車が運行していない場合を休講の対象とする。

※₂ 休講の対象となる警報は、気象庁が発表する「特別警報（波浪を除く大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮の5種類）」、「暴風警報」、「大雨警報」又は「暴風雪警報」とし、その他の警報や全ての注意報は対象外とする。千葉市を対象地域に含み各警報のいずれかが発表されている場合、両キャンパスともに休講とする。

千葉県立保健医療大学職業紹介業務運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）

第33の2の規定に基づき、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）において行う無料の職業紹介業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

(職業紹介業務の範囲)

第2条 職業紹介業務の範囲は、本学の学生及び卒業生（本学を卒業後1年以内の者に限る。）（以下「学生等」という。）の就職を対象とし、学生本人の意思を尊重し、適正に職業紹介を行う。

(職業紹介業務の担当者)

第3条 本学における職業紹介に関する業務担当者は、学生支援課長とする。

(求人票)

第4条 本学に対して求人の申込みをする者は、学生支援課へ本学所定の求人票（別記様式第1号-1）、または歯科衛生士求人票（別記様式第1号-2）を提出するものとする。

(労働条件の明示)

第5条 前条の求人の申込みをするにあたっては、業務の内容、賃金、労働時間その他労働条件を明示しなければならない。

(求人申込みの受理範囲)

第6条 求人の申込みは、すべて受理するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは受理しないものとし、この場合においては、その理由を説明するものとする。

- 一 求人申し込みの内容が法令に違反するとき。
- 二 賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき。
- 三 その職業が教育課程にかんがみ、学生等の就職として不相当であると認めるとき。

(求職票)

第7条 求職の申込みをする者は、本学所定の求職票（別記様式第2号-1）を学生支援課に提出しなければならない。また、相談を受けた者は、相談記録（別記様式第2号-2）を記載するものとする。

(求職の受理範囲)

第8条 求職の申込みは、すべて受理するものとする。ただし、求職申込みの内容が法令に違反するとき、又はその職業が教育課程に鑑み、適切でないと認めるときは、受理しない。

(職業紹介の原則)

第9条 職業紹介にあたっては、原則として、求職者に対しては、その希望と能力に適合した職業を紹介するものとし、求人者に対しては、その労働条件に適合した者を紹介するものとする。

2 紹介に際しては、求職者に、紹介時において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示することとする。

(紹介状の発行)

第10条 求職者を求人者に紹介するに当たっては、本学所定の紹介状（別記様式第3号）を発行するものとする。

(推薦状の発行)

第10条の2 求職者を求人者に紹介するにあたっては、求人者から推薦状（別記様式第4号）の求めがある場合には、これを発行するものとする。

(均等待遇)

第11条 職業紹介の業務を行うにあたっては、求人者及び求職者に対して、その申込みの受理、面接、指導及び紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等を理由として、差別的な取り扱いをしてはならない。

(労働争議中の事業所への紹介)

第12条 本学は、労働争議に対して中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖が行われている事業所に対しては、求職者の紹介はしない。

(書類の保管)

第13条 職業紹介の業務に関する書類は、事務局学生支援課が保管するものとする。

(守秘義務)

第14条 職業紹介の業務に従事する者は、求職申込者、求人申込者、その他の者から職務上知り得た個人的な情報を秘密とし、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(求職者の個人情報の取り扱い)

第15条 求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 求職者の個人情報の適正管理に関し必要な事項は、別に定める。

(報告義務)

第16条 求人者は、求職者の紹介を受けたときは、速やかに採否の結果を本学に書面又はメールにより報告しなければならない。採用内定を取り消し、又は撤回したときも同様とする。

- 2 求職者は、採否が決定したときは、速やかに本学に報告しなければならない。
- 3 本学は、法第33条の2第7項において準用する法第32条の16の規定に基づき、職業紹介に関する事項について、所轄の公共職業安定所に対し、必要な報告を行うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、職業紹介の業務運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年3月22日教授会承認)

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

求人票

千葉県立保健医療大学

求人先	社名(法人等)									代表者氏名		
	本社(本部)所在地									人事担当者職氏名		
	書類提出先、TEL									創 立		
	支社・工場・営業所									資 本 金	年商	
	事業内容									ベッド数		
採用条件	大卒採用予定者数	名	推薦 依頼書	学科 人数	看護	栄養	歯科	理学	作業	従業員 名	男性() 女性()	
	勤務時間										年 月 現行・見込	
	残業の有無	有・無	月の平均残業時間(時間)								基本給	
	休憩時間										手当	
	休日										手当	
	年次有給休暇	初年度	日	2年目から		日づつ加算					* ² 手当	
	職種										計	
	仕事の内容										※賃金形態	月給制・日給制・日給月給 時間給・その他()
	勤務予定地										賞 与	年 回 約 ヶ月分
	※試用期間	有()・無									昇 給	年 回 約 %
* ¹ その他の条件										※退職金	有・無 最低 年以上	
採用試験	方法										提出書類	履歴書 健康診断書 卒業見込証明書 成績証明書 推薦書 人物調査書 その他
	応募締め切り	1次試験				2次試験						
	試験日	月 日				月 日				福利厚生	※社会保険 厚生年金 健康保険 雇用保険 寮 有・無 寮 費 円 食 費 (食)月額 円	
	場所											
	試験科目											
	携行品											
	※旅 費	支給する (全部・一部) ・支給しない										
参考事項										代表者職氏名印	印	

*¹ 裁量労働制、派遣労働者雇用などの条件については、「採用条件のその他の条件」に記入

*² いわゆる固定残業代については、「手当」に詳細を記入

求人票

求人先	社名(法人等)								代表者氏名					
	本社(本部)所在地								人事担当者職氏名					
	書類提出先								創	立				
	支社・工場・営業所								資	本	金	年商		
	事業内容								ベッド数					
採用条件	大卒採用予定者数	名	推薦 依頼書	学科	看護	栄養	歯科	理学	作業	従業員 名	男性()			
			人数								女性()			
	勤務時間								待 遇	年	月	現行・見込		
	残業の有無	有・無	月の平均残業時間()					時間)		年俸				
	休憩時間									手当				
	休日									手当				
	年次有給休暇	初年度	日	2年目から	日	日	日	日		日	手当			
	職	種								計				
	仕事の内容									※賃金形態	月給制・日給制・日給月給 時間給・その他()			
	勤務予定地									賞	与	年	回	約
その他の条件								昇		給	年	回	約	%
採用試験	方法									※退職金	有・無	最低	年以上	
	応募締め切り	1次試験			2次試験				提出 書類	履歴書 健康診断書 卒業見込証 推薦書 明書 成績証明書 人物調査書 その他				
		月	日		月	日								
	試験日	月	日	時	分	月	日	時					分	
	場所													
	試験科目													
携行品														
参考事項	※旅費	支給する (全部・一部)					・支給しない		福利 厚生	※社会保険	厚生年金			
										健康保険				
										雇用保険				
										寮	有・無			
								寮	費	円				
								食	費 (食)	月額	円			
								代表者職氏名印	印					

歯科衛生士求人票

千葉県立保健医療大学

※受付番号		※受付年月日		
求人先	名称			
	所在地	医院長名		
	紹介者 職・氏名	人事担当 TEL		
募集人数	名	診療内容	一般・小児・口腔外科・矯正 その他()	
採用条件	勤務時間	時 分～ 時 分		
	診療時間	時 分～ 時 分	歯科医師 常勤 名・非常勤 名	
	基本給	円	歯科衛生士 常勤 名・非常勤 名	
	手当	円	歯科助手 名	
	手当	円	歯科技工士 名	
	* ¹ 手当	円	受付・事務員 名	
	計	円	ユニット台数 台	
	交通費	全額 一部(円まで)	医院紹介および採用者への希望事項	
	賞与	年 回 約 ヶ月		
	昇給	年 回 約 %		
	退職金	有(勤務 年以上) 無		
	研修会 出席	認める(旅費支給有・無) 認めない		
	休診日			
年次有給休暇		提出書類	履歴書 その他()	
試用期間	有() 無			
* ² その他の条件				
加入保険	健康保険(社保・歯科医師会国保) 厚生年金 雇用 労災(加入に○)			
保険料の雇用主側の負担率	全額 半額 負担なし その他()			
勤務地略図	交通機関 最寄り駅 「 」線 駅 「 」線 駅 バス 分 徒歩 分			
※採用決定者氏名				

*¹いわゆる固定残業代については、「手当」に詳細を記入

*²裁量労働制、派遣労働者雇用などの条件については、「採用条件のその他の条件」に記入

※は記入不要

歯科衛生士求人票

千葉県立保健医療大学

※受付番号				※受付年月日					
求人先	名称								
	所在地			医院長名					
	紹介者 職・氏名			人事担当 TEL					
募集人数		名		診療内容	一般・小児・口腔外科・矯正 その他()				
採用条件	勤務時間	時	～	時					
	診療時間	時	～	時	歯科医師	常勤	非常勤 名		
	基本給	円		歯科衛生士	常勤	非常勤	名		
	手当	円		歯科助手	名				
	手当	円		歯科技工士	名				
	手当	円		受付・事務員					
	計			ユニット台数	台				
	交通費	全額 一部 (医院紹介および採用者への希望事項					
	賞与	年	回 約						ヶ月
	昇給	年	回 約						%
退職金	有(勤務 年以上)								
研修会 出席	認める(旅費支給有・無) 認めない								
休診日									
年次有給休暇			提出書類	履歴書 その他()					
加入保険	健康保険(社保・歯科医師会国保) 厚生年金 雇用 労災(加入に○)								
保険料の雇用主側の負担率	全額		半額	負担なし	その他(
勤務地略図				交通機関					
				最寄り駅 「	」線				
				「	」線				
				バス	分				
				徒歩	分				
※採用決定者氏名									

※は記入不要です

求 職 票

令和 年 月 日現在

学科・専攻名	学科	専攻	年
学籍番号			
フリガナ			
氏名・性別	男 ・ 女		
生年月日・年齢	昭和・平成	年	月 日 () 才
現住所	〒 E-Mail: _____ 自宅電話: _____ 携帯電話: _____		

1. 就職希望地 ○で囲む

県内 ・ 県外 (都・道・府・県) ・ 未定

2. 就職希望先 ○で囲む

①医療機関 ②介護・福祉施設 ③公務員 ④教員
⑤企業 ⑥その他 () ⑦未定 ()

3. 特に希望する就職先: _____

4. 希望職種: _____

5. 担当指導教員名: _____

相談記録

学籍番号

氏名

相談日・時間	内容	(対応者氏名)
年 月 日 () : ~ :		()

様式第3号

紹 介 状

紹介年月日 令和 年 月 日

あて 施設名
職・氏名 御中

採用施設所在地
採用施設電話番号
勤務先施設名
勤務先施設所在地

さきに申し込みのありました求人について本学の学生及び卒業生（本学を卒業後1年以内の者に限る。）を紹介いたします。

千葉県立保健医療大学 健康科学部
○○○○学科・○○○学専攻 学生氏名○○ ○○
職種
雇用形態（常勤・非常勤）

千葉県立保健医療大学 学生支援課
〒261-0014
千葉県千葉市美浜区若葉2丁目10番1

電 話：043-296-2000
F A X：043-247-6620

様式第4号

推 薦 状

令和 年 月 日

あて 施設名
職 氏名

千葉県立保健医療大学
学 長

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび下記の学生から貴施設への就職について希望があり、本学
において慎重に選考いたしました結果、貴意に副う人物と認められます。
つきましては、関係書類を添えて推薦いたしますので、何とぞ格別の御詮
議により御採用賜りたくお願い申し上げます。

記

令和 年 月 卒業見込み
○○ ○ ○学科 氏 名 ○ ○ ○ ○

推薦理由

記載者職氏名

印

千葉県立保健医療大学職業紹介業務における個人情報適正管理規程

〔制定 平成24年3月22日〕

（趣旨）

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学職業紹介業務運営規程第15条第2項の規定に基づき、職業紹介における個人情報の適正な管理に関し、千葉県個人情報保護条例（千葉県条例（平成5年千葉県条例第1号））の目的に則り、必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の取扱い者）

第2条 千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）に、求職者の個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じる者として、個人情報の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、職業紹介業務担当者である学生支援課長を持って充てる。

（取扱責任者）

第3条 取扱責任者は、公共職業安定所から情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努める。

2 本学学長は、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱責任者が出席できるよう配慮するものとする。

（個人情報の開示及び訂正）

第4条 取扱責任者は、個人情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき、本人の専攻及び有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 取扱責任者は、前項の開示に基づき、訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

（苦情の処理）

第5条 個人情報に係る苦情処理担当者は、取扱責任者とする。

2 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合には、苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処理を行うものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、本学教授会の議を経るものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成24年3月22日 教授会の承認）

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

千葉県立保健医療大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第2条の規定に基づき、千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。)が行う学士の学位の授与については、千葉県立保健医療大学学則(以下「学則」という。)第49条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、学則第48条の規定により卒業を認定した者に授与するものとする。

(学位記の様式)

第3条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(専攻分野の名称)

第4条 本学が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| 一 看護学科 | 「看護学」 |
| 二 栄養学科 | 「栄養学」 |
| 三 歯科衛生学科 | 「歯科衛生学」 |
| 四 リハビリテーション学科理学療法学専攻 | 「理学療法学」 |
| 五 リハビリテーション学科作業療法学専攻 | 「作業療法学」 |

(学位の名称)

第5条 学士の学位を授与された者が学士の学位の名称を用いるときは、千葉県立保健医療大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第6条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学士の学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

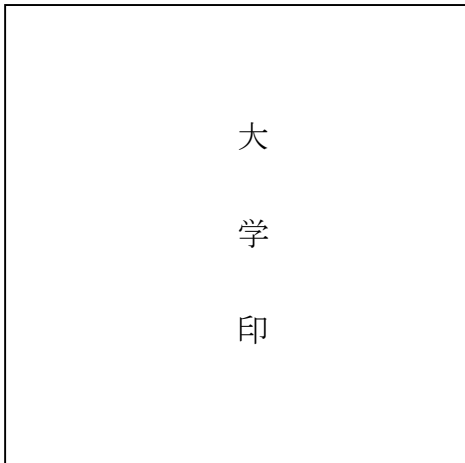
(学位記の再交付)

第7条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

卒 業 証 書
学 位 記



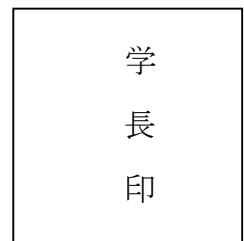
(氏名)

年 月 日生

本学健康科学部〇〇〇〇学科所定の課程を修めて卒業したことを認め学士(〇〇〇〇学)
の学位を授与する

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 (氏名)



卒 業 証 書
学 位 記



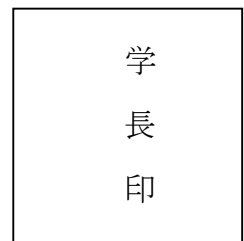
(氏名)

年 月 日生

本学健康科学部リハビリテーション学科〇〇療法学専攻所定の課程を修めて卒業したことを認め学士（〇〇療法学）の学位を授与する

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 (氏名)



千葉県立保健医療大学における障害学生への修学支援に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県職員対応要領第3条の規定に関して、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）に在籍する障害のある学生（以下「障害学生」という。）が安心して修学できるよう、本学の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 本学は、障害者基本法の基本的理念に則り、障害学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。

2 本学は、障害学生が修学上不当な不利益を被ることがないように、合理的な配慮及び適切な支援を行うものとする。

(相談対応)

第3条 相談窓口は学生支援課として、障害学生から提出された、別紙（参考様式）の合理的配慮の提供に係る申請（以下「申請」という。）を受け付ける。

2 障害学生の相談にあたっては、学生部長又は学生部長が指名する者が、本人の意思を尊重し、十分に話し合うとともに、障害学生支援検討会において、支援のあり方を考える。

3 障害学生支援検討会の構成員は、学生部長、教務委員会委員1名、学生委員会委員1名、進路支援委員会委員1名、入試実施部会委員1名及び当該障害学生が所属する学科・専攻長並びに企画運営課長及び学生支援課長とする。

会長は、学生部長をもって充てる。

4 障害学生支援検討会の業務は以下のとおりとする。

- ① 申請に対する検討に関すること
- ② 教職員への研修の企画・運営に関すること
- ③ 特別な配慮を必要とする志願者の修学に関して必要なこと
- ④ その他障害学生への支援に関して必要なこと

5 障害学生の支援を円滑に推進するため、必要に応じて関係委員会において課題の検討、支援方法等の審議を行うものとする。

(相談の記録)

第4条 相談の記録は、学生支援課に集約し、千葉県個人情報保護条例（平成5年条例第1号）に従って、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

(広報・啓発)

第5条 学長は、障害者差別の解消を図るため、教職員及び学生への広報・啓発に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成29年12月5日から実施する。

障害にかかる合理的配慮の提供に関する申請書

申請日 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者	学籍番号※	
	学科（専攻）	
	氏名	
	連絡先 ①電話番号	
	②メールアドレス	

※在学生のみ記入してください。

以下のとおり合理的配慮の提供を申請します。

1. 配慮の提供を希望する理由（障害等の内容）

* 医師の診断書や障害者手帳をお持ちの方は申請書に添付してください。

ただし、診断書がない場合でも申請できます。

(1) 現在、受けている診断名・障害名を記入してください。

(2) 上記の診断について、いつ頃・どちらの機関で診断を受けられましたか？

診断の時期 _____

診断機関 _____

(3) 上記の診断について、障害者手帳はお持ちですか？

持っている → 手帳の種類 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 その他
等級 級

持っていない → ・現時点では手帳を取得することを考えていない

・今後、手帳を取得することを検討中

・今後、手帳の取得が必要かどうか相談したい

・手帳は取得できない（理由： _____）

(4) 症状及び障害の状態等について具体的に記入してください。

（裏面の記入もお願いします）

2. 希望する配慮の内容

(1) 大学生活の中でどのようなことに困っていますか？

また、どのような配慮や支援を必要としていますか？

*授業、試験、実習、就職支援、学生生活等の場面で、希望する配慮の内容についてなるべく具体的に記入してください。

- (例) ①移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮
②教材に関する配慮 (点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配布等)
③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮 (手話通訳・要約筆記・文書伝達等)
④試験に関する配慮 (時間延長、別室受験、解答方法等)
⑤履修登録、学習支援等
⑥学内生活に関する配慮 (トイレ、食事等)

(2) これまでの学生生活で、配慮の提供を受けていた場合はその内容を記入してください。

(学校場面で…)

(学校以外の場面で…)